

# 県の要請に基づいて休業した事業者に 休業要請協力金を支給します。



日本の  
ひなた  
宮崎県

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく県の要請に応じて休業する事業者に対し、協力金を支給します。(要請より前に休業している事業者も含む)

## 休業要請の対象施設

※詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。

- ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー等の遊興施設
- ・マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技施設

## 期間

**休業要請期間：令和2年4月25日(土)～5月6日(水)**

**給付金支給の確認期間：令和2年5月1日(金)～5月6日(水)までの休業(部分休業不可)**

## 協力金の額

**1事業者あたり一律10万円** ※店舗が複数ある場合でも1事業者10万円

小規模事業者事業継続給付金との併給で

**最大30万円の支給※**

※小規模事業者事業継続給付金については、お近くの商工会議所、商工会にお問い合わせください。

## 対象者の要件

- ・宮崎県内に不特定多数の客が利用する施設を有する法人又は個人事業者であること
- ・県の休業要請を受け、対象の施設を上記の期間休業すること(部分休業は不可)
- ・暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力との関係を有する者でないこと

## 手続方法

以下の期間に必要な書類を郵送にてお送りください。

(1) **受付期間** 令和2年5月7日(木)～6月30日(火) (当日消印有効)

(2) **提出書類**

- ① 宮崎県休業要請協力金に係る申出書兼誓約書
- ② 宮崎県休業要請協力金請求書
- ③ 営業実態が確認できる書類

(例) 直近1期分の確定申告書の写し、税務署提出の開業届の写し又は法人設立届け出書の写し(令和2年1月以降に開業した場合)、営業許可書の写し等

④ 請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し(通帳のコピー等)

※銀行、支店(出張所名)、口座種類、口座番号、口座名義(カタカナ部分)がわかるようにコピーしてください。

⑤ 休業したことがわかる書類

(例) 5月1日から6日まで休業することの告知を掲載した店頭ポスターの写真やホームページの写し

⑥ その他県が必要と認める書類 必要に応じて、後日追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(3) **提出先**

郵便番号880-8501 (住所不要) 宮崎県庁 商工観光労働部商工政策課 宛

※封筒に「休業要請協力金申出書在中」とご記入ください。

## 問い合わせ

休業要請の対象施設について 宮崎県福祉保健部

協力金の支給手続きについて 宮崎県商工観光労働部

電話番号等は調整中  
(後日HP等でお知らせします)

※県庁ホームページから書式や詳しい情報をご覧ください。

検索

宮崎県 休業要請協力金

## 施設例

種類	施設
遊興施設等	キャバレー
	ナイトクラブ
	ダンスホール
	スナック
	バー
	ダーツバー
	パブ
	ストリップ劇場
	ヌードスタジオ
	個室付浴場業に係る公衆浴場
	のぞき劇場
	その他性風俗店
	個室ビデオ店
	ネットカフェ
	漫画喫茶
	カラオケボックス
	ライブハウス
	勝馬投票券発売所
	場外車券売場
	競艇場外発売場
射的場	
遊技施設	マージャン店
	パチンコ店、スロット店
	ゲームセンター

## 九州各県の協力金・給付金等の状況

令和2年4月26日現在

	協力金	支援金・給付金
福岡県	—	売上が前年同月比30～50%減少している 中小企業に50万円、個人事業者に25万円。
佐賀県	1店舗 15万円	—
長崎県	1事業者 30万円	—
熊本県	1事業者 10万円	売上が前年同月比30～50%減少している 法人に最大20万円、個人事業者に最大10万円。
大分県	—	—
宮崎県	1事業者 10万円	売上が前年同月比75%以上減少している事業者に 20万円。
鹿児島県	中小企業20万円、個人事業者10万円 (複数店舗の場合は10万円上乘せ)	—
沖縄県	1事業者 20万円	協力要請の対象とならない ・「飲食業」で売上が減少している事業者10万円 ・「小売業等」で売上が減少している事業者10万円

## ○県内市町村の状況

【宮崎市】 売上が前年度比50%未満の事業者に月額家賃の8割補助

【都城市】 売上が減少した事業者に20万円

【延岡市】 売上が50%以上減少した宿泊・飲食事業者に1店舗5万円

【日南市】 売上が50%以上減少した事業者に1店舗5万円

【西都市】 売上が50%以上減少した事業者に家賃の半額補助

【新富町】 スナックなどの事業者に30万円

# 宮崎県の経済対策～宮崎の地域経済を守り抜く！

3月13日

- 新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（中小・小規模事業者）
- 経済変動・伝染病等対策資金（農業者）
- 地産地消による「応援消費」の展開 など



3月27日

## 生活を守るための緊急対応 ～ 3億円余の専決処分～

- 生活福祉資金貸付金の拡充
- 放課後子ども教室の開設 など



4月1日

- 予算の早期執行・早期支払いについて全庁的な取組を指示（市町村にも要請）
- 経済変動・伝染病等対策資金を再発動



4月27日

## 緊急経済対策 ～ 93億円余の補正予算(案)～

- 本県独自の緊急的な支援パッケージの構築
- 経済対策関係の主な事業（概算事業費）
  - ・県の休業要請に応じた事業者への協力金（3.5億円）
  - ・飲食業者など小規模事業者の事業継続給付金（7.1億円）
  - ・ホテル、旅館等における宿泊プラン造成事業（2.0億円） など

引き続き、地域経済の維持・活性化に向けた対策を検討

# 宮崎県の支援:事業者への協力金・給付金(イメージ)

**最大30万円** を速やかに支援

## 【主な対象施設・事業者】

- 休業要請協力金  
県の休業要請に応じた次の施設を運営する事業者
  - ・繁華街の接客を伴う飲食店等の遊興施設
  - ・パチンコ店等の遊技施設
- 小規模事業者事業継続給付金  
売上げが前年同月比75%以上減の小規模事業者

## 県独自

国に先駆け、  
特に厳しい事業者に  
速やかに現金を給付

(県)休業要請協力金  
**10万円**

(県)小規模事業者事業継続  
給付金  
**20万円**

(国)持続化給付金  
200万円or100万円

小規模事業者  
個人事業者

(県)休業要請協力金  
**10万円**

(国)持続化給付金  
200万円

中小企業